

# 下野市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1. 計画の趣旨

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が免疫を獲得していないことから、万一発生すれば、市民の生命・健康や社会・経済全体にも大きな影響を与えかねない。  
このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、国及び栃木県の行動計画と整合性を図りつつ、県・近隣市町・関係機関等と連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進するための行動計画を策定した。

## 2. 新型インフルエンザ等対策の総合的推進

### 対策の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

### 対策の基本方針

- ① 対策を迅速かつ柔軟に実施する
- ② 社会全体が一丸となって対策に取り組む
- ③ 複数の対策をバランス良く実施する

### 対策実施上の留意点

- 対策の有効性、実行可能性、社会的影響等を総合的に勘案し実施すべき対策を選択する。
- どのような場合でも緊急事態措置を講ずるというものではない。
- 県・近隣自治体等と相互に緊密な連携を図り、対策を総合的に推進する。
- 対策の実施等を決定する際の判断方法や具体的な対策の運用手順などは、マニュアル等で示す。

### 市行動計画の位置付け等

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法 世界的な感染症の大流行を国家の危機ととらえて制定
- 市行動計画の位置付け 特措法に基づく初めての行動計画
- 対象疾病 新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新感染症

### 発生時の被害想定

外来患者数	分類	入院患者数	死亡者数	致命率	過去の事例
約6,000人 ～約11,200人	中等度	約240人	約70人	0.53%	アジアインフルエンザ*
	重度	約900人	約300人	2.0%	スペインインフルエンザ*

※患者数は、全人口の25%が罹患すると想定した場合の推計

### 各主体の役割分担

- 市 市民への情報提供、相談対応、予防接種、要援護者への支援等、主体的に対策を実施
- 医療機関 医療の提供、院内感染対策や医療資器材の確保等の準備
- 一般の事業者 職場における感染予防対策の実施、一部事業の縮小
- 市民 予防対策の理解と個人レベルでの感染対策の実践、生活必需品等の備蓄

### 行動計画の主要5項目

実施体制	情報収集及び情報提供・共有	予防・まん延防止	予防接種	市民生活及び地域経済の安定の確保
・市の危機管理の問題として、全庁一丸となり対策に取り組む。 ・関係機関相互の連携体制を構築する。	・対策のすべての段階、分野において、必要な情報を収集・提供し、関係機関と情報共有する。	・医療体制の強化や維持が図られ、市民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持する。	・個人の発症や重症化を防ぐことで、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負荷を軽減する。	・要援護者への生活支援や医薬品等の物資・資材の備蓄、生活関連物資の確保等により、社会・経済機能を維持する。

### 3. 各発生段階における主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	発生早期 (国内・県内)	県内感染期	小康期
状態	新型インフルエンザ等が発生していない段階	海外で患者等が報告され、国内での発生が危惧される段階	近隣の都県や県内で患者が発生し始めた段階	県内で患者が多数発生し、全数把握ができなくなった段階	患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている段階
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動計画、業務継続計画及びマニュアルの作成</li> <li>・ 関係機関との連携体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生に備えた対策の準備</li> <li>・ 対策本部の設置(任意)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★対策本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部において対応方針の協議、決定</li> <li>★他の地方公共団体による応援等の措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態措置の中止</li> <li>・ 対策を総括し、第二波に備える。</li> <li>・ 対策本部の廃止</li> </ul>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報提供及び情報共有体制の整備</li> <li>・ 相談窓口の設置の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新の情報提供及び情報共有体制の継続</li> <li>・ 相談窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新の情報提供及び情報共有体制の継続と見直し</li> <li>・ 相談体制の強化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二波に関する情報提供及び情報共有</li> </ul>
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まん延防止策等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まん延を防止するための取組の普及、理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二波に備えたまん延を防止するための取組の普及、理解促進</li> </ul>
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種の実施体制の整備</li> <li>・ 予防接種の理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定接種の実施</li> <li>・ 住民接種の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★住民接種の実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>★第二波に備え、住民接種の実施</li> </ul>
市民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業継続に向けた事前準備</li> <li>・ 住民支援の在り方の検討</li> <li>・ 火葬体制の強化等に向けた検討</li> <li>・ 物資及び資材の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業継続に向けた準備</li> <li>・ 火葬体制の強化等に向けた準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会、経済機能を維持するための事業継続</li> <li>★水の安定供給</li> <li>★生活関連物資等の価格の安定等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★要援護者への生活支援</li> <li>★火葬体制の強化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一波への対応状況等を踏まえ、業務継続計画の見直し</li> <li>・ 住民支援体制の再構築</li> <li>・ 火葬体制等の再構築</li> <li>★緊急事態措置の縮小・中止</li> </ul>

(注) ★印は新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置